

土木工事標準積算基準（令和8年10月9日一部訂正）正誤表

頁

第Ⅰ編第2章
②工事費の積算

I-2-②-30
(①42)

正

表3. 1 積雪寒冷地域区分による現場管理費補正係数(α)

地域区分	補正係数(α)	備考
4級地	1.2	適用地域は、表3. 2 地域区分一覧表による。
3級地	1.4	
2級地	1.6	
1級地	1.8	

注1) 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

表3. 2 地域区分一覧表

建設事務所名	地域名	地域区分
県中建設事務所	田村市, 田村郡, 平田村, 古殿町	4級地
県南建設事務所	西郷村, 鮫川村	
会津若松建設事務所	会津若松市, 河沼郡, 大沼郡	
喜多方建設事務所	喜多方市, 耶麻郡	
南会津建設事務所	南会津郡	
相双建設事務所	川内村, 葛尾村, 飯館村	

注) 本表の適用は、令和7年4月1日現在の市町村の区域で適用する。
福島県内は4級地のみ該当する。

表3. 3 冬期工事にかかる現場管理費率の補正值早見表

(単位: %)

冬期率	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	0.00	0.01	0.02	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.10	0.11
10	0.12	0.13	0.14	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.22	0.23
20	0.24	0.25	0.26	0.28	0.29	0.30	0.31	0.32	0.34	0.35
30	0.36	0.37	0.38	0.40	0.41	0.42	0.43	0.44	0.46	0.47
40	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56	0.58	0.59
50	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66	0.67	0.68	0.70	0.71
60	0.72	0.73	0.74	0.76	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.83
70	0.84	0.85	0.86	0.88	0.89	0.90	0.91	0.92	0.94	0.95
80	0.96	0.97	0.98	1.00	1.01	1.02	1.03	1.04	1.06	1.07
90	1.08	1.09	1.10	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16	1.18	1.19
100	1.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※小数第2位止め(小数第3位四捨五入)の値である。

(例) 工事日数225日, 契約予想工期が8月8日～3月20日までの場合

冬期率= $\frac{110日}{225日} = 0.49$ $0.49 \times 100 = 49\%$

冬期工事にかかる現場管理費率の補正值は第5行第10列の交点から0.59%と読む。

港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事の場合
上表と同じ

空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事の場合
上表と同じ

誤

表3. 1 積雪寒冷地域区分による現場管理費補正係数(α)

地域区分	補正係数(α)	備考
4級地	1.2	適用地域は、表3. 2 地域区分一覧表による。
3級地	1.4	
2級地	1.6	
1級地	1.8	

注1) 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

表3. 2 地域区分一覧表

建設事務所名	地域名	地域区分
県中建設事務所	天栄村, 田村市, 田村郡, 平田村, 古殿町	4級地
県南建設事務所	西郷村, 鮫川村	
会津若松建設事務所	会津若松市, 河沼郡, 大沼郡	
喜多方建設事務所	喜多方市, 耶麻郡	
南会津建設事務所	南会津郡	
相双建設事務所	川内村, 葛尾村, 飯館村	

注) 本表の適用は、令和7年4月1日現在の市町村の区域で適用する。
福島県内は4級地のみ該当する。(積雪寒冷地域の範囲は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。)

表3. 3 冬期工事にかかる現場管理費率の補正值早見表

(単位: %)

冬期率	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	0.00	0.01	0.02	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.10	0.11
10	0.12	0.13	0.14	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.22	0.23
20	0.24	0.25	0.26	0.28	0.29	0.30	0.31	0.32	0.34	0.35
30	0.36	0.37	0.38	0.40	0.41	0.42	0.43	0.44	0.46	0.47
40	0.48	0.49	0.50	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56	0.58	0.59
50	0.60	0.61	0.62	0.64	0.65	0.66	0.67	0.68	0.70	0.71
60	0.72	0.73	0.74	0.76	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.83
70	0.84	0.85	0.86	0.88	0.89	0.90	0.91	0.92	0.94	0.95
80	0.96	0.97	0.98	1.00	1.01	1.02	1.03	1.04	1.06	1.07
90	1.08	1.09	1.10	1.12	1.13	1.14	1.15	1.16	1.18	1.19
100	1.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※小数第2位止め(小数第3位四捨五入)の値である。

(例) 工事日数225日, 契約予想工期が8月8日～3月20日までの場合

冬期率= $\frac{110日}{225日} = 0.49$ $0.49 \times 100 = 49\%$

冬期工事にかかる現場管理費率の補正值は第5行第10列の交点から0.71%と読む。

港湾・漁港工事, 海岸工事(港湾・漁港に関わる海岸)及び港湾・漁港構造物工事・海岸工事の場合
上表と同じ

空港用地造成工事, 空港舗装工事及び空港維持工事の場合
上表と同じ

① 42

I-2-②-30

令和8年10月9日訂正

① 42

I-2-②-30

土木工事標準積算基準（令和8年10月9日一部訂正）正誤表

頁

第Ⅰ編第2章
②工事費の積算

I -2-②-35
(①47)

正

別表第2
第1表

対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13
下水道（4）工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39

(注)基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.33	613.0	-0.1598	32.29
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25

第4表

対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	
		A	b		
共同溝工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

令和8年10月9日訂正

I -2-②-35

① 47

誤

別表第2
第1表

対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
河川工事	44.05	1118.2	-0.2052	15.91
河川・道路構造物工事	44.11	402.3	-0.1417	21.34
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69
P C橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54
砂防・地すべり等工事	46.27	1229.5	-0.2081	16.48
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34
電線共同溝工事	61.19	2132.5	-0.2253	20.01
情報ボックス工事	54.60	1528.4	-0.2114	19.13
下水道（4）工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39

(注)基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

対象額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
橋梁保全工事	65.88	1465.2	-0.1968	31.45

第3表

対象額 適用区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
道路維持工事	60.33	613.0	-0.1598	32.29
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25

第4表

対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする	
		A	b		
共同溝工事	(1)	50.57	351.0	-0.1202	26.75
	(2)	38.78	103.5	-0.0609	28.09
トンネル工事		45.56	189.4	-0.0884	28.52
下水道工事	(1)	34.99	49.0	-0.0209	31.32
	(2)	38.21	202.3	-0.1034	22.09
	(3)	32.72	46.8	-0.0222	29.09

I -2-②-35

① 47